

## 沖縄県とアース製薬株式会社との包括的連携協定に関する協定書

沖縄県（以下「甲」という。）とアース製薬株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、持続可能な沖縄の発展と誰一人取り残さない地域社会づくりを目指すため、甲及び乙が緊密に連携・協力し、双方が有する資源を活用した協働の取組を実施することにより、一層の地域の活性化及び県民サービスの向上に寄与することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- (1) 健康増進に関すること
- (2) 子育て及び高齢者支援に関すること
- (3) 子ども・若者の育成支援に関すること
- (4) 暮らしの安全・安心に関すること
- (5) 産業振興に関すること
- (6) 自然環境の保全・再生・適正利用に関すること
- (7) 離島振興に関すること
- (8) スポーツ振興に関すること
- (9) その他、本協定の目的に適うこと

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じて協議を行うものとする。また、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙合意の上、決定する。

3 第1項各号に定める連携事項を推進するに当たって、甲と乙は、県内市町村、事業者、その他の団体等と連携が図れるよう努めるものとする。

4 乙は、第1項各号に定める連携事項の一部を、甲と協議のうえ、乙の関係会社に実施させることができる。

### （協定期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和6年3月31日までとし、期間満了の1ヶ月前までに甲または乙から解約の申し出がない場合は、1年間有効期間を延長するものとする。その後もまた同様とする。

2 前項の定めにかかわらず、有効期間中において、甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面により相手方に通知かつ、甲乙協議の上、本協定を解約できるものとする。

### （協定内容の変更および終了）

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、その都度協議の上、本協定を変更または終了させができるものとする。

### （守秘義務）

第5条 甲および乙は、既に公知となっている情報を除き、連携事項の実施に当たり知り得た機密情報を、本協定の期間中はもとより、本協定終了後においても相手方の承諾を得ないで第三者（第2条第4項に定める乙の関係会社を除く）に開示または漏えいしてはならない。ただし、弁護士等の外部専門家、公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合は、この限りではない。

### （疑義の決定）

第6条 本協定に関し疑義等が生じた場合は、甲、乙協議して定めるものとする。

本協定が成立した証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年3月20日

甲：沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県知事

アース製薬

乙：東京都千代田区神田司町2丁目12番地1  
アース製薬株式会社

取締役 専務執行役員

降矢 良幸